

社会福祉法人嬉野町社会事業助成会

一般事業主行動計画

- 目標：「心身疲労回復のため、リフレッシュ休暇を実施する」
- 計画期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで
- リフレッシュ休暇の内容
 1. (目的)

心身のリフレッシュによる職員の活性化を目的とする。
 2. (対象者)

当法人に入社後 6 ヶ月以上勤続勤務した全職員に適用するものとする。
 3. (リフレッシュ休暇)
 - ①リフレッシュ休暇は、年度 2 日の休暇を与える。
 - ②リフレッシュ休暇は、1 日単位として取得する。
 - ③年次有給休暇の計画的付与として個別の有給休暇で消化するものとする。
 - ④リフレッシュ休暇の取得期間は、4 月 1 日より 1 年間とし、事業所ごとに計画的に調整し取得するものとする。
 - ⑤リフレッシュ休暇は、連続しても分割しても良いものとする。
 - ⑥リフレッシュ休暇の期間は、通常通りの賃金を支給するものとする。
 - ⑦リフレッシュ休暇は、当年度のみ取得できるものとし、翌年度に繰り越すことはできない。